

- ◆ 令和5年12月19日に策定した現行の大阪府国民健康保険運営方針（以下「府運営方針」という。）については、対象期間を令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間としている。
- ◆ 令和9年度で策定から3年が経過することから、国民健康保険法第82条の2第6項に基づき、中間見直しの検討を行い、必要に応じて現行の府運営方針の改定を行う。

## 中間見直し（改定）の進め方

- ① 府運営方針の中間見直し（改定）にあたりご意見をいただくため、大阪府国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）に諮問する。
- ② 令和6・7年度に実施したPDCAサイクルによる進捗管理（把握・分析・評価）などを基に、事業運営検討WG及び財政運営検討WG（以下「WG」という。）において、見直すべき事項等の内容を検討し、素案として整理する。  
※ WG委員は、WGにおける議論をブロック内で共有し、意見を集約したうえで、適宜、WGに諮り検討内容を素案に反映させていく（市町村ごとの意見申し出を妨げるものではない。）。
- ③ WGで整理した素案を基に、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議（以下「広域化調整会議」という。）で協議を行い、素案を決定し、運営協議会に諮る。
- ④ 素案に対し、市町村法定意見聴取及びパブリックコメントを実施する。
- ⑤ 市町村法定意見聴取等で得た意見等を適宜、素案に反映させたいうで、広域化調整会議で協議を行い、案（最終）を決定し、運営協議会に諮る。
- ⑥ 運営協議会から案（最終）に対する答申を得て、中間見直しの内容を決定し、府運営方針を改定（公表）する。

### 【厚生労働省 運営方針策定要領（抜粋）】

#### 2-（7） 国保運営方針の検証・見直し

- 都道府県は、安定的な財政運営や、市町村が担う国民健康保険事業の広域的・効果的な運営に向けた取組を継続的に改善するため、国保運営方針に基づく取組の状況をおおむね3年ごとに把握・分析し、評価を行うことで検証し、その結果に基づいて国保財政の安定化、保険料水準の平準化の推進等のために必要があると認めるときは、国保運営方針の必要な見直しを行う（法第82条の2第6項）。

### 【大阪府国民健康保険運営方針（抜粋）】

#### 第1-5 運営方針の進捗管理及び検証・見直し

- 府は、国民健康保険財政の安定的な運営や、市町村が担う事業の広域的・効率的な運営に向けた取組の継続的な改善、都道府県単位化の趣旨の深化を図る観点から、財政運営及び運営方針に基づく取組の状況について「見える化」を図り、PDCAサイクルに基づく運営方針の進捗管理を行う。
- また、府・代表市町村等で構成する大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議（同会議のもののワーキング・グループを含む。以下「調整会議」という。）において、策定後、3年をめぐりに把握・分析、評価をすることにより検証を行い、その結果に基づいて、大阪府国民健康保険運営協議会の意見を聴きながら、必要に応じて運営方針の見直しを行う。

# 中間見直しのスケジュール(案)

